

第3章 令和元年度に重点的に取組む「4つの柱」

(1) 幼児教育・保育の質の向上及び無償化の推進、待機児童対策の推進

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。また、「幼児教育・保育の無償化」を円滑に実施するとともに、保育士の確保や保育所等の施設整備等を行うことにより、質の向上や量の確保を図ることで、待機児童の解消など、本市の子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

(2) 「地方創生」の推進（結婚から子育てまで一貫した支援など）

国が重要な政策の柱の一つとしている「地方創生」を推進するため、本市における「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」を目指し、切れ目ない支援を推進するとともに、「子育てしやすいまち」を市内外に積極的にPRします。

(3) 児童虐待防止の強化、ひとり親家庭等への支援

子どもの命と心身の発達に大きな影響を及ぼす児童虐待を防止するため、虐待事案の早期発見、早期対応の体制強化を行うとともに、4月に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」の周知・啓発など、虐待の未然防止に力を入れます。

また、ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みや不安にきめ細かく対応するとともに、ひとり親家庭自立支援給付金事業の拡充を図り、経済的・社会的な自立に向けた支援を強化します。

(4) 子どもの居場所づくりの推進、一人ひとりに寄り添った支援

市内に広がりを見せる民間団体を主体とした「子ども食堂」の取組みに対し、相談対応や財政的支援を継続するとともに、NPO等の機動力や柔軟性を活かし、不登校状態の子どもに寄り添った訪問支援など、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を推進します。

(1) 幼児教育・保育の質の向上及び無償化の推進、待機児童対策の推進

○**新規** 幼児教育保育の無償化

全ての子どもに質の高い幼児教育及び保育を受ける機会を保障するとともに、子育て世帯の負担を軽減するため、「幼児教育・保育の無償化」を令和元年10月から実施します。

○保育所運営事業

仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育を必要とする子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図ります。

○保育所整備推進事業

民間保育所の老朽改築等とあわせて定員増を図るとともに、保育環境の向上を図ります。

○地域型保育給付事業（小規模保育）

年度途中の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育を実施する事業者に対し、施設整備費（2事業所開所）、運営費等の一部を助成します。

○保育士等の確保

質の高い保育士を安定的に確保するため保育士・保育所支援センターにおいて、就職支援等を行うほか、予備保育士雇用費補助において年度当初に配置基準を超えて雇用した保育士の人件費の一部を補助します。加えて、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施します。また、学生等を対象とした就職説明会を実施し、保育士確保に取り組みます。

うち、**新規** 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育士の雇用確保を図るため、市内保育所・認定こども園を運営する法人と連携し、保育士宿舍に入居する保育士の家賃費用として、最長5年間、一人当たり最大月額5万円を補助します。

○保育施設従事者研修事業

市内保育所等の保育サービスの質の維持・向上を目的に、保育所等職員に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

○保育サービスコンシェルジュ事業

保育を希望する保護者等の相談に応じ、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様な保育サービスについての情報を提供し、待機児童削減につなげるため、保育サービスコンシェルジュを配置します。

○**拡充** 特別保育事業補助

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育等の運営費の一部を助成します。また、障害児に対する保育士配置基準を手厚くするため、障害児保育事業の補助金を拡充します。

○**拡充** 幼稚園・認定こども園運営事業

私立幼稚園（新制度対象）や認定こども園の運営費を助成します。

○認定こども園整備事業

認定こども園へ移行する私立幼稚園等に対し、施設整備に要する費用を助成します。

○**拡充** 一時預かり事業

私立幼稚園等の教育時間の前後や長期休業日等に行う預かり保育に要する費用を助成します。併せて、保育を必要とする2歳児の定期的な受け入れに要する費用を助成します。

○幼児教育の振興・子育て支援機能の充実

本市の幼児教育の振興と子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園の幼児教育環境の整備や学校関係者評価、預かり保育、子育て相談、体験保育などに対する助成を行います。

うち、私立幼稚園特別支援教育助成事業

幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを促進できるように支援します。

○放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブにおいて、登録児童数の増加に伴い、増改築等（10箇所）を実施します。

(2) 「地方創生」の推進 (結婚から子育てまで一貫した支援など)

○ペリネイタルビジット事業

ペリネイタルビジット（産科医の紹介で妊産婦が小児科医と出会うことにより、育児のアドバイスを受ける）の利用促進を図ります。

○妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業

若年の妊婦や産後うつなど、養育支援を必要とする家庭に対する訪問指導員の派遣や、思いがけない妊娠等に悩む女性に対する電話相談を実施します。

○子ども医療費支給事業

子育てに関する経済的負担を軽減し、子どもの健康の保持とすこやかな育成を図るため、通院は小学校6年生、入院は中学校3年生までの子どもに係る保険診療による医療費の自己負担額を助成します。

○特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成するとともに、専門の相談窓口を設置し相談に応じます。

○放課後児童クラブの管理運営

放課後児童クラブについて、利用を希望する児童を円滑に受け入れるとともに、児童への対応を充実するため、放課後児童クラブアドバイザーや巡回カウンセラーの派遣等を行います。

○子育てに関する情報提供の充実・PR

情報誌「北九州市こそだて情報」や「子ども家庭レポート」を発行するなど、子育てに関する情報の提供を行うとともに、「子育てしやすいまち北九州市」を関係部署と連携しながら市内外にPRします。

(3) 児童虐待防止の強化、ひとり親家庭等への支援

○児童虐待防止（子どもの人権擁護）推進事業

児童虐待の早期発見及び被虐待児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との連携強化を図るとともに、関係機関等職員の研修及び広報活動を行います。また、虐待を受けた子どもの心のケアや、児童虐待の再発防止対策を引き続き強化します。

うち、**新規** 児童相談所体制強化事業

子ども総合センター職員の増員や関係機関職員向け研修の実施等により、児童相談所の体制強化を図ります。

○**新規** 子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待
通告対応強化事業

面前DVなどの児童虐待通告への対応を強化するため、大規模区（小倉南区及び八幡西区）の子ども・家庭相談コーナーに非常勤職員を1名ずつ配置します。

○**新規** 「子どもを虐待から守る条例」の広報・啓発事業

児童虐待の未然防止を図るため、平成31年4月に施行した「北九州市子どもを虐待から守る条例」に関するパンフレットや動画などの広報啓発ツールを作成し、市民等への周知・啓発を実施します。

○子ども・家庭相談コーナー運営事業

各区に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行います。

○児童養護施設等措置費

児童福祉法に基づき、児童養護施設等の児童入所施設において、保護を要する児童の養育又は保護に要する費用を負担します。

○**拡充** ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父母の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を更に促進するため、修学期間の最後の1年間について、「高等職業訓練促進給付金」を月額40,000円増額します。

○**新規** 未婚の児童扶養手当受給者に対する
臨時・特別給付金支給事務

税制上の支援措置のない未婚のひとり親への支援のため、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対して、月額17,500円を給付します。

○母子・父子福祉センター運営事業

「母子・父子福祉センター」において、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会などを実施し、ひとり親家庭の総合的な福祉の向上を図ります。

○ひとり親家庭面会交流支援事業

離婚等に伴い離れ離れになった親子の面会交流について、別居親又は同居親からの申請に応じ、事前相談や面会の際の付き添い援助等を実施します。

(4) 子どもの居場所づくりの推進、 一人ひとりに寄り添った支援

○**新規** 地域でつくる「子ども食堂」応援プロジェクト事業

地域主体の子ども食堂の活動を支える支援の輪を広げるため、市民・企業向けの意見交換や学生ボランティアが主役のフォーラムを開催するとともに、子ども食堂で活躍するボランティアが講師となる出前講演を実施します。

○子ども食堂開設支援事業

地域や民間団体を主体とした「子ども食堂」の活動を支援するため、開設支援補助を実施します。また、安定した運営とさらなる開設機運の醸成を図り、相談対応を充実させるためコーディネーターを配置します。

○不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業

不登校状態にある中学生を対象に、卒業後に孤立することがないように、臨床心理士等による定期的な家庭訪問を通じて、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を実施します。

○**新規** 協力雇用主における「立ち直りを目指す非行少年への就労促進」住居確保支援事業

立ち直りを目指す非行少年に定住場所となる住居を提供する協力雇用主を支援し、非行少年の再犯防止を推進します。